## 審査情報提供事例について

審査支払機関における診療(調剤)報酬に関する審査は、国民健康保険 法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療(調剤)報酬点数 表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行わ れています。

他方、高度多様化する診療内容について的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、 審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者 に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供 事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

## M-2 ガンマナイフによる定位放射線治療の算定回数について

《令和6年8月29日新規》

## 〇 取扱い

M001-2 ガンマナイフによる定位放射線治療について、3 か月未満の複数回の算定は、原則として認められない。

## 〇 取扱いの根拠

M001-2 ガンマナイフによる定位放射線治療については、厚生労働省通知\*に「数か月間の一連の治療過程に複数回の治療を行った場合であっても、所定点数は1回のみ算定する」と示されている。

この一連の期間は、通常、所期の目的を達成するまでの期間と考えられ、 個々の症例によるところが大きいが、一般的には3か月の期間とし、当該 治療の3か月未満の複数回の算定は、原則として認められないと判断し た。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について